

# 川俣事務所 かわら版 No. 116 (2025.9)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16

TEL 03-3889-1706

FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774

e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

## 最低賃金 全国加重平均 1,121円! 66円アップ

全国の最低賃金が出揃い、すべての都道府県で1,000円以上になります。

今年も地方で大きなアップがあり、熊本県で82円、大分県で81円、秋田県で80円上がることとなります。

全国加重平均で66円アップとなり、全国平均では1,121円となります。

東京都は1,226円になります。

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対する賃金に限られ、次のものは対象から除外されます。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- ③ 残業手当、休日勤務手当
- ④ 諸手当のうち、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など

今年、令和7年10月1日発効から令和8年3月31日発効まで、発効日がまちまちです。十分ご注意ください。

地域	最低賃金 (時給)	発効日	地域	最低賃金 (時給)	発効日
東京	1,226円	7.10.3	茨城	1,074円	7.10.12
神奈川	1,225円	7.10.4	栃木	1,068円	7.10.1
埼玉	1,141円	7.11.1	群馬	1,063円	8.3.1
千葉	1,140円	7.10.3			

※ 秋田 1,031円~8.3.31発効 福島 1,033円~8.1.1発効

最低賃金は、給与計算期間と関係なく適用となりますので、発効日を跨ぐ期間の給与計算は、十分ご注意ください。

## 全国労働衛生週間

～「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」～

9月1日~9月30日 準備期間 10月1日~10月7日 本週間

今年度のスローガンは、働く上で基本となるこころの健康の確保について、ワーク・ライフ・バランスを確保するとともに、令和7年5月に成立した改正労働安全衛生法で労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が公布から3年以内に義務化されることを契機に、今一度ストレスチェックをはじめとした職場におけるメンタルヘルス対策を点検し、健康に働くことができる職場づくりを目指していくことを表しています。